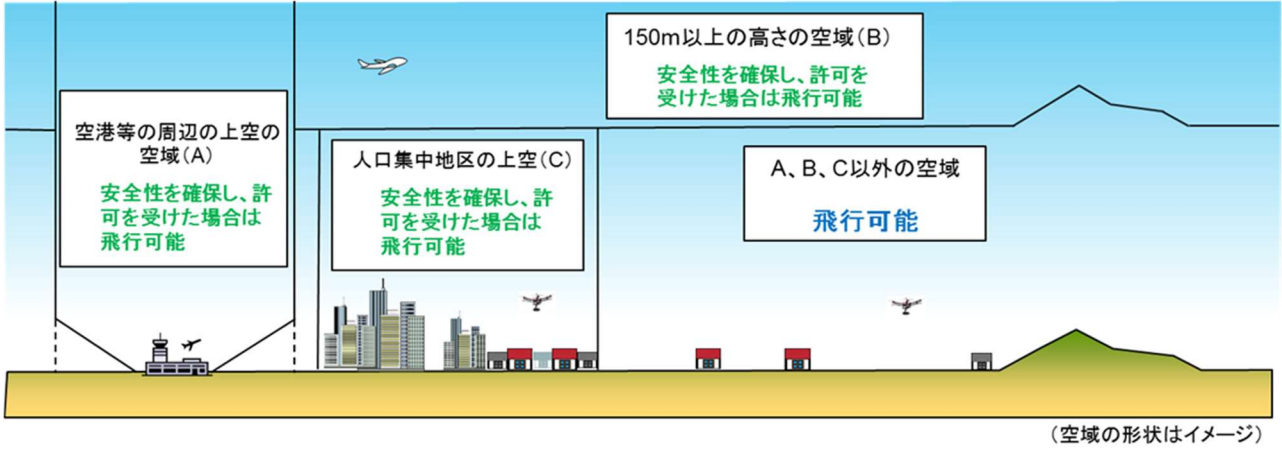


# ドローンの法律

(法律って社会秩序を維持するために強制される規範。ドローンも法律により規制されます。)

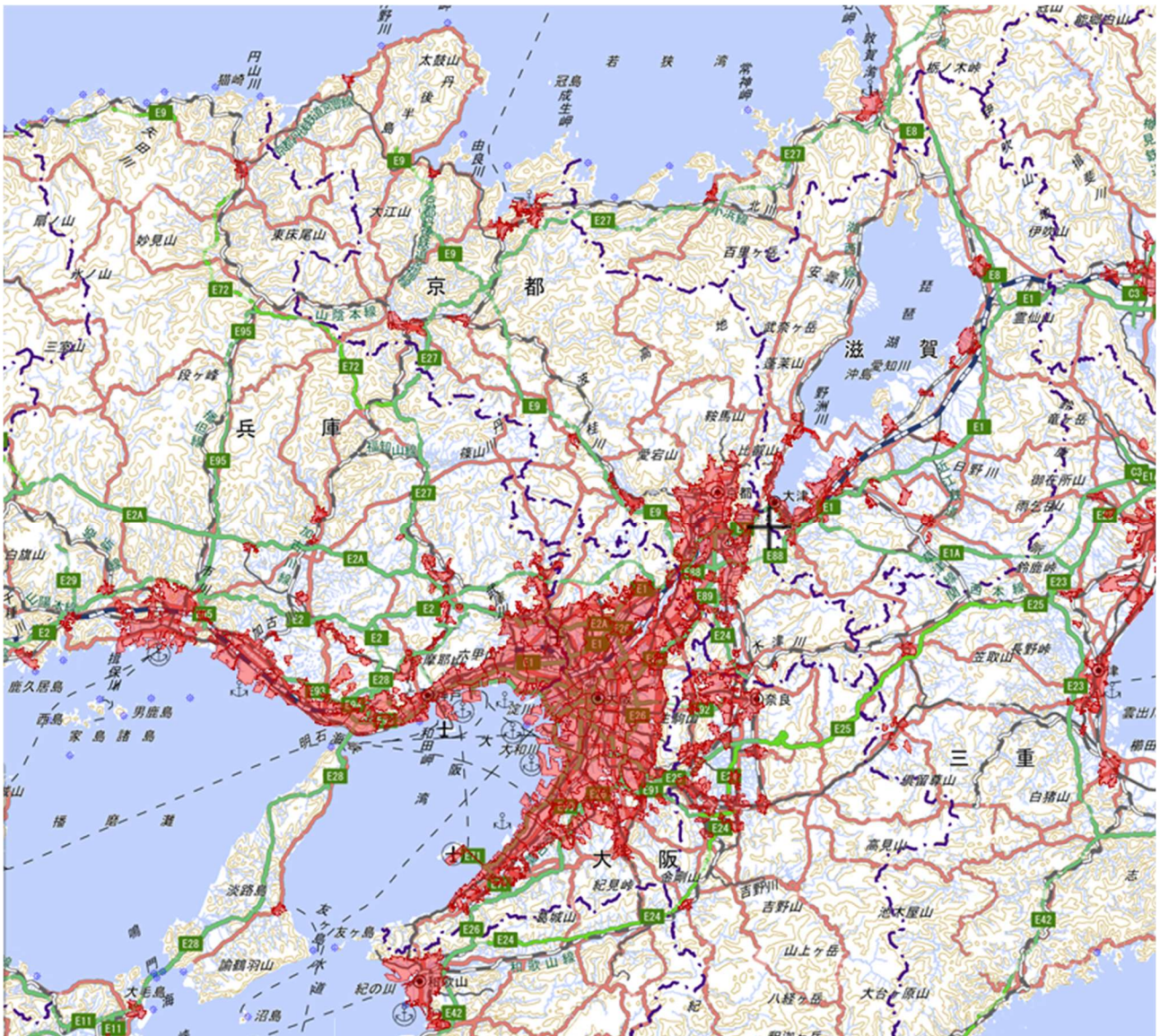
## 1. 「改正航空法」での規制

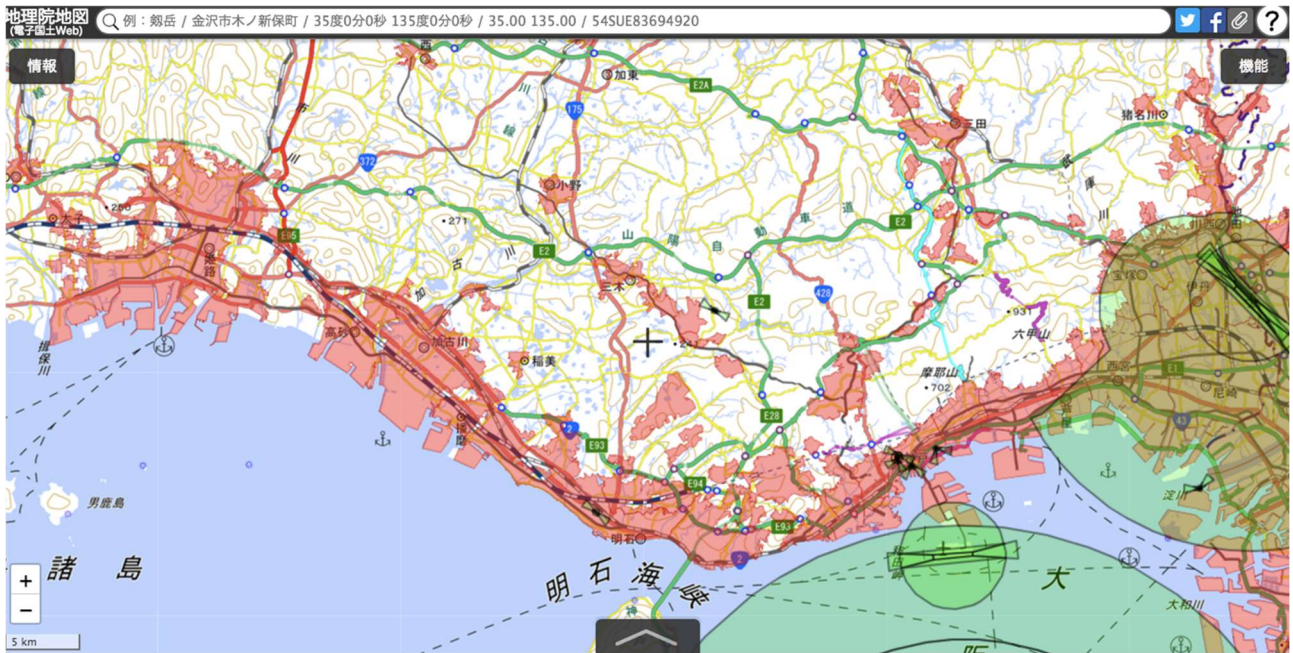
(1) 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域について



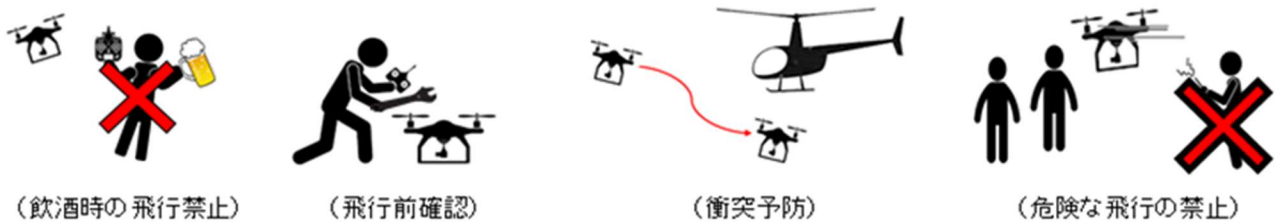
人口集中地区 (DID 地区) は飛行禁止 (赤色の部分) !

人口密度の高い (約 4000 人/平方キロメートル以上) の基本単位区がたがいに隣接して、その人口が 5000 人以上となる地域をいいます。





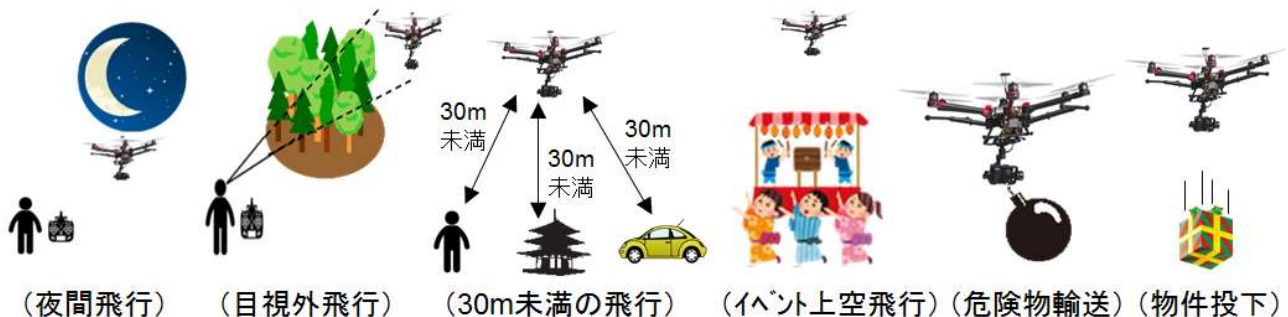
(1) 無人航空機の飛行の方法（禁止行為）×承認されることは無いです。



国土交通省航空局に包括申請の手続きをします。そうすると▲①「改正航空法」で承認が必要な飛行場所（冒頭に記述）で業務で飛行させることが出来る。

▲②「改正航空法」で承認が必要な、下記の飛行方法で業務として飛行することが出来る。

<承認が必要となる飛行の方法>



## 2. 都道府県や市町村ごとに定められた条例

各都道府県が条例によってドローンを規制している場合があります。例えば兵庫県の場合、「兵庫県立都市公園条例」により公園上空でのドローンの利用が原則として行えないようになっています。除く、「三木総合防災公園（三木市）」と「淡路佐野運動公園（淡路市）」の一部を飛行禁止から除外。

神戸市でも、市内における全ての公園について、原則ドローンの飛行を禁止しています。「神戸市港湾施設条例」で港湾施設の管理の点から飛行を原則禁止。

## 2. 小型無人機等飛行禁止法

首相官邸、外国公館、原子力事業所など国の重要施設周辺でドローンを飛行する場合に関わる法律です。

## 3. 道路交通法

道路内や路側帯、歩道からドローンを離発着させる場合は、道路交通法における“道路において工事若しくは作業をしようとする者”に該当するため、＜道路使用許可申請書＞を管轄の警察署に提出する必要があります。また、車両の通行に影響を及ぼすような低空飛行を行う場合にも道路使用許可申請書が必要になります。

## 4. 民法

承諾なしの第三者の私有地上空の飛行は違法行為にあたるとされています。

## 5. 電波法

電波法4条に基づき、「技術基準適合証明」を受けていないプロポ及び、下記以外の電波を使用し、免許を取得していないプロポは別途総務大臣からの免許の取得が必要となっています。

\*送信機から機体に向けて、本では2.4Ghしか使えません。電波が遠くまで飛ぶ5.8Ghzは駄目。zドローンは、電波を用いて飛行していることから、電波法の適用対象になります。中でも、海外からの輸入プロポの中には、技術基準適合証明を受けていなかったり、別途免許の取得が必要な周波数帯のものも含まれているため注意が必要です。

「改正航空法」に於いて規制されている「飛行場所」「飛行方法」を、業務に於いて一部許可してして貰うのが、下記の包括申請です。

## 無人航空機の飛行に係る許可・承認/全国包括申請取得（包括申請）

### 承認が必要な飛行場所

- ・ 空港周辺
- ・ 地表または水面から 150m 以上の高さの空域の飛行
- ・ 人口集中地区上空の飛行（※3）

### 承認が必要な飛行方法

- ・ 夜間飛行
- ・ 目視外飛行
- ・ 人又は物件から 30m 以上の距離を確保できない飛行
- ・ 催し場所上空の飛行
- ・ 危険物の輸送
- ・ 物件投下（農薬散布等）

国土交通省航空局へ申請する。西日本は大阪航空局が管轄。しかし、許可範囲を全国で申請可能。書式に則って申請出来る。

電子申請が便利です。

包括申請の有効期間は1年間です。その間に三ヶ月ごとに飛行実績の報告が求められます。

包括申請の有効期間は1年間なので、来年度への継続申請は有効期限前に申請する必要があります。

「改正航空法」で規制されるのは「飛行場所」と「飛行方法」なのです。

無人航空機の飛行に係る許可・承認/全国包括申請取得（包括申請）で年間を通して飛行を許可して貰う。